

熊本県公告第774号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成15年11月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂三角店
熊本県宇土郡三角町三角浦 1159-127
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村英文
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 河喜多熊男
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村英文
熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目2番51号
変更後 株式会社ゆうあいマート 代表取締役 大村清志
熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目2番51号
- 3 変更の年月日
平成15年10月1日
- 4 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
代表取締役交代のため
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
小売業者の名称変更のため
- 5 届出年月日
平成15年10月16日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室
平成15年11月17日から平成16年3月16日まで

熊本県公告第775号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成15年11月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂阿蘇店
熊本県阿蘇郡阿蘇町黒川横井ノ本 1536-2
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村英文
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 河喜多熊男
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村英文
熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目2番51号
変更後 株式会社ゆうあいマート 代表取締役 大村清志
熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目2番51号
- 3 変更の年月日
平成15年10月1日
- 4 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
代表取締役交代のため
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
小売業者の名称変更のため
- 5 届出年月日
平成15年10月15日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局振興調整室
平成15年11月17日から平成16年3月16日まで

熊本県公告第776号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。